

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、同条第1項及び第5項の規定による令和2年度工事監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年2月25日

美濃加茂市監査委員 永田博和
同 森弓子

令和2年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

- (1) 監査種類 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定による監査
- (2) 監査対象 令和2年度 市営ハイツ矢田住宅B棟長寿命化改修工事
所管課 建設水道部都市計画課
- (3) 監査日 令和3年1月22日(火)
- (4) 着眼点 工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。
- (5) 監査方法 美濃加茂市監査基準(令和2年美濃加茂市監査委員告示第1号)に準拠し関係書類の審査及び工事現場の实地調査を行った。なお、工事監査は、技術的観点からの専門知識を必要とするため公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

2 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。また、技術的な所見は、工事技術調査結果報告書のとおりである。

なお、同報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等を検討されたい。

- (1) 受注者は、中小企業退職金共済制度に加入しているが、建設業退職金共済制度には加入していないため、「証紙」未購入であった。
今後、本制度の目的を理解し、適切な指導を行って頂きたい。
- (2) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する。「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させる等の指導すること。
- (3) 工事現場内に、産業廃棄物の一時保管場所がある。保管基準に沿い、また、必要事項を記載した掲示板を設置する必要がある。
- (4) 工事現場における分電盤の取扱者を定め、表示すること。
- (5) 工事現場に使用塗装空缶が集積されていた。「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」第5条の規定により、事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、SDS(安全データシート「Safety

Data Sheet」) を取寄せ、取扱いに関する情報を作業員に周知させること。

塗装剤の資材置き場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を把握し、SDS の認識及びリスクアセスメントの実施を行っていただきたい。

- (6) 工事現場の植栽帯の通路に切り株があった。作業員が、つまずき転倒する危険性があるため、適切な処置を講じること。
- (7) 再下請負通知書の提出案内及び（建設業許可票・労災保険関係成立表・作業主任者一覧と職務）記載項目の徹底がなされていなかった。
請負業者への指導徹底をお願いします。

1 工事内容説明者

調査出席者

建設水道部	都市計画課	課長	日比野 剛 司
〃	〃	住宅政策係 係長	成 松 和 彦
〃	〃	開発係 係長	大 塚 雅 之
〃	〃	〃 主任	羽田野 秀 孝
経営企画部	財政課	検査監	桜 井 英 樹

工事請負者

株式会社佐合木材

現場代理人（監理技術者） 尾 関 信 也

2 工事概要

(1) 工事場所 : 岐阜県美濃加茂市蜂屋町矢田 20 番地 1

(2) 工事内容

本工事は、平成29年度策定した長寿命化計画に基づき、施設経営委員会で施設評価を実施したところ、市営ハイツ矢田住宅B棟を早急に大規模改修する必要があると判断した。

令和元年度に詳細設計を行い、今年度長寿命化改修工事を行っている。

ア 工事概要

既存建物（竣工時期 平成元年度）

構造規模 鉄筋コンクリート造 4階建て 24部屋

敷地面積 2,302.56 m²

建築面積 427.16 m²

延床面積 1,645.86 m²

本工事建築改修工

N=1式

・屋根改修工

A= 512 m²

・外壁改修工

A=2,161 m²

・防水改修工

N=1式

・仮設工

N=1式

(3) 工事請負業者

株式会社佐合木材

【第1回目で落札】

「指名競争入札（11者、1者辞退）予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設計：株式会社歩設計

工事監理：株式会社歩設計

(5) 事業費

設計額等（税込） 56,310,100 円

請負金額（税込） 52,370,000 円（うち消費税及び地方消費税額 4,760,909 円）

(6) 工事期間

令和2年7月15日から令和3年3月15日まで

(7) 進捗状況（令和2年12月末日現在）

計画出来高 68.00% 実施出来高 74.55% 【計画より 6.55%早い】

(8) 工事監督員

建設業法第19条の2第2項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員 建設水道部都市計画課 日比野 剛 司

主任監督員 // 大塚 雅 之

一般監督員 // 羽田野 秀 孝

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第234条の2関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

5,237,000 円

ア 契約保証 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

20,940,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事については、「指名競争入札」に付されていた。明確で適正に施行されていた。【建築一式工事】

「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第167条の4並びに同令第167条の11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・指名通知日 令和2年6月8日

・開札日 令和2年7月8日

本工事の入札への見積もり期間：令和2年6月9日～令和2年7月8日

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第1項に規定された必要な見積り期間（予定価格5000万円以上は、（通知～応札期間15日以上））が確保されていた。適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（令和2年6月1日改正）」に基づき、適切に締結されていた。

(4) 現場代理人及び監理技術者届

現場代理人・監理技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

受注者は、中小企業退職金共済制度に加入しているが、建設業退職金共済制度※2には加入していないため、「証紙」未購入であった。

今後、本制度の目的を理解し、適切な指導を行って頂きたい。

建退共の証紙購入費は、現場管理費に率計上されている。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するととも

に、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

受注者は、「ビジネス工事ガード（三井住友海上）」工事保険等に加入していた。証券控えを確認したが、付与される保険（火災保険なのか。賠償保険なのか。労災上乗せ保険なのか。）がよく分からなかった。

「美濃加茂市工事請負契約約款」第 57 条（火災保険等）第 3 項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されており、契約書の付与条件を確認して頂きたい。

第 57 条

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、**建設工事保険その他の保険**（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

また、労働基準監督署への「適用事業報告^{※3}」「特定元方事業者の事業開始報告^{※4}」等が提出されているか確認をお願いします。

※3 建設工事の現場では現場事務所を設置して、現場責任者が労働管理を行っているような場合には、一つの事業所として「適用事業報告」の提出が必要とされている。

※4 特定元方事業者（下請負人を仕様する建設業）及び労働安全衛生法第30条第2項後段の定めにより指名された事業者（特定事業を行わない特定元方事業者（仕事をしない元請負人）から主要部分を請け負った下請負人）は（特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者）が、同一の場所において作業が行われるとき（元請負人が下請負人を使用するとき）は、当該作業の開始後、遅滞なく、当該場所を管轄する労働基準監督署長に特定元方事業者の事業開始報告を提出しなければならない。

（労働安全衛生法第 100 条第 1 項、第 120 条第 5 項、第 122 条、労働安全衛生規則第 664 条）

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

本工事は、長寿命化計画に基づき、施設経営委員会で施設評価を実施し、市営ハイツ矢田住宅B棟の大規模改修である。改修する必要性、施工性、経済性、利便性

等を総合的に判断し計画した。

(2) 設計に関する書類

ア 設計方針

平成29年度策定した長寿命化計画で、事前調査のうえ検討した基本改修工事内容をベースに、令和元年度、公営住宅等長寿命化計画に基づき、詳細設計を行った。主に建物外部を改修する設計内容となっている。

イ 設計について

本工事設計は、株式会社歩設計に、「設計業務委託」していた。

設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

【実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公営住宅等長寿命化に向けて	国交省住宅局住宅総合整備課	平成30年3月
2	公共建築改修工事標準仕様書	国交省大臣官房官庁営繕部	平成28年版
3	公共建築工事標準仕様書	国交省大臣官房官庁営繕部	平成28年版

(3) 工事積算

ア 積算に関する書類

【コスト縮減】

令和元年11月、公共工事適正化推進委員会に諮り設計内容についての精査を行った。改修工法などを比較し、コスト縮減を行い、工事着手にあたっての懸念事項を協議した。

(ア) 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社歩設計によって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

(イ) 値入について

市販の「建設物価」「積算資料」「建築コスト情報」「建築施工単価」等を使用し、積算されていた。

「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社から徴されていた。

見積比較を経て最低単価に掛け率の選定を行い、本工事の採用単価として積算していた。本工事は県基準どおりであり、適正であると判断される。

今後も同種工事が発生する。工種別掛け率は、社会情勢を鑑み部署内で水平展開を図って頂きたい。

原則以下の順番をルールとしている。

- ①公的単価（物価版，積算資料等）
- ②見積もり（3社以上の比較で最安値を採用。実勢に応じ掛け率を適用。）

【参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準	国交省大臣官房官庁営繕部	平成27年版
2	建築コスト情報	建設物価調査会	2020 冬
3	建築施工単価	経済調査会	2020 冬

イ 工事設計書

「工事設計書」（単価適用年月日：令和2年5月22日）をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

【建設業法24条の7】

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき、「建設業許可書」、添付されていた。

入札契約適正化法の規定及び建設業法第19条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間 (発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間) 保存することが義務づけられている。
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条)

※ 令和 2 年 10 月 1 日より

建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

建設業第 40 条 (標識の掲示)

新法では、工事現場における「下請の建設業許可証の掲示義務が緩和」された。従って、今後の掲示を美濃加茂市として統一周知させることが望ましい。

また、「施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化」された。建設キャリアアップシステム (CCUS) 登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム (CCUS) の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する。

元請は下請に対し、下請と個人事業主 (一人親方) との関係を記載した再下請負通知書の提出を求め、施工体制台帳に反映させる。8 月 29 日まで意見を募り 10 月 1 日に適用する。

10 月 1 日施行の改正建設業法では、これまで任意だった「作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置き」を義務付ける。

これを契機に、国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。CCUS に登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。

ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認するとしている。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUS に登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

この場合、社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

このほか作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

※「外国人建設就労者受入事業に関する下請け指導ガイドライン」の改訂について（国土建第 377 号・国土建整第 106 号：令和元年 12 月 23 日）に「外国人建設就労者等建設現場入場届出書」の添付書類が示されている。現に本工事も外国人労働者が就業しており、**管理徹底をお願いします。**

「添付書類」

- ①建設特定技能受入計画認定書又は適正監理計画認定証
- ②パスポート
- ③在留カード
- ④受入企業と外国人建設就労者との間の雇用条件書
- ⑤建設キャリアアップシステムカード（登録義務のある者のみ）

(4) 工程表

施工計画に実施工程表が作成・提出され整備されていた。
毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。適正であった。

(5) 設計照査

「設計図書の照査に関する確認報告書」が、受注者から令和 2 年 10 月 22 日に提出されていた。適正であった。

【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第 18 条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注

者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

(6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。適正であった。

本工事の12月末現在、約75%の出来高である。

現在まで提出されている施工計画は、以下であった。

- ①総合施工計画書 : 7/31
- ②外構整備工事 : 8/14
- ③仮設工事 : 9/2
- ④外壁塗装工事 : 9/20
- ⑤塗装改修工事 : 10/16
- ⑥屋根防水改修工事 : 9/24 提出済を確認した。

受注者作成、工事監理者及び市職員監督員の適正な管理がなされていた。

施工計画書は、本工事に沿った記載項目であり、適切に作成させていた。

今後、本工事施工計画書（8）緊急時の体制及び対応に緊急時対策を記載させていたが、緊急時の体制として、「大雨」「強風」等と記載しているが、「大雨」、「強風」等の具体的数値が明示されていない。

「労働安全衛生法」では、「悪天候」の数値が明確である。また、作業員に周知徹底させ作業の安全を確保することが施工管理上の事業者責任となる。

現場での「作業中止」する具体的数値を記載させ対応させるか、掲示板に作業員周知させることが必要である。また、緊急時に作業員の避難場所も関係労働者の見やすい位置に掲示させ、作業員に周知させることが望ましい。

(例：現場掲示板等に掲示)

【参考】

◆労働安全衛生法では、悪天候時及び地震後の作業規制を決めている。
(労働基準局の通達で次のようになっている)

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

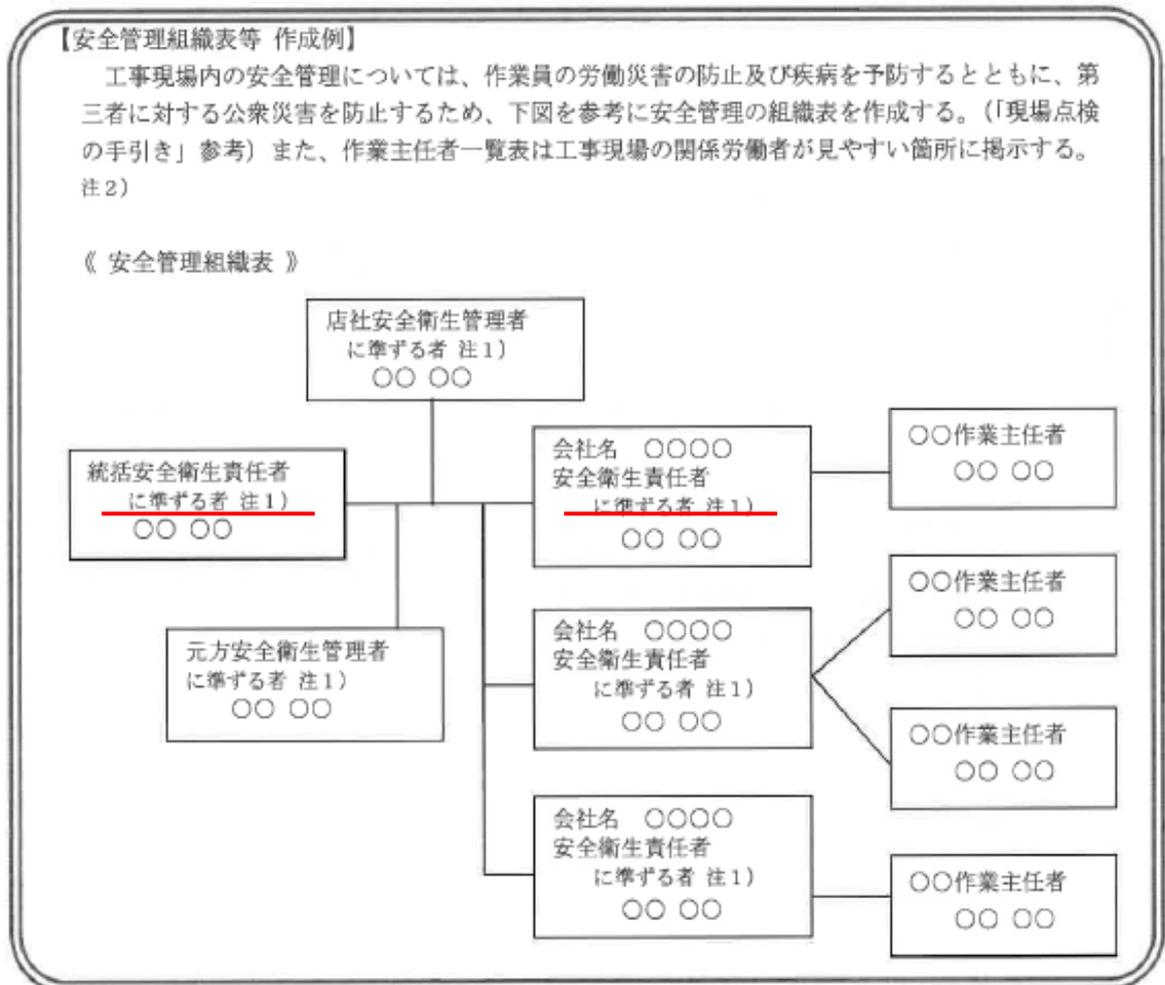
【参考 サンプル掲示】（愛知県工事では、現場掲示を指導している）



また、現場体制図等で統括安全衛生責任者の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務付けられていない「中規模建設工事」において、現場で作業する者が（常時10人～49人）の場合、統括安全衛生責任者、安全衛生責任者は、「準ずる者」とすることが望ましく指導をお願いします。

【中規模建設工事現場における安全衛生管理指針：基発第209号 労働基準局】

参考資料



注1)「に準ずる者」は、現場で作業する者が、常時 10～49 人の場合、配置する。詳しくは、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成 5 年 3 月 31 日付け基発第 209 号 労働省労働基準局長 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について)による。
また、現場作業員が常時 10 人以上いない場合は、準ずる者 注1)の選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時 10～49 人の場合の体制に準ずることが望ましい。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25

日)、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱(平成14年4月1日)を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(4) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する。「建設副産物情報交換システム-COBRIIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させる等の指導すること。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について

平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・ 工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・ 建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・ 特記仕様書などで、入力を義務づけられる。
- ・ インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

(5) 産業廃棄物の分別保管場所

現場内に、産業廃棄物の一時保管場所がある。保管基準に沿い、また、必要事項を記載した掲示板を設置する必要がある。

《参考写真》



掲示板(60cm×60cm)

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。
- (3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
 - ・「安全作業指示書・安全日誌」
 - ・「KYミーティング日報」
 - ・「新規入場者申告票」
- (4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であるとのことである。

(5) 分電盤の取扱者を定め、表示すること。

【安全衛生規則 第329条、第333条～第339条、第352条、第353条】

【参考】仮設電気の分電盤について

(電気機械器具等の使用前点検等) 労働安全衛生規則第352条

事業者は、次の表の上欄に掲げる電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に当該電気機械器具等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点検事項について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り換えなければならない。

(表略)

第333条第1項の感電防止用漏電しや断装置	作動状態
-----------------------	------

具体的な点検項目は以下のとおりである。

・取扱責任者名と明示されているか

- ・分電盤内に不要なものはないか
- ・蓋はあるか
- ・使用していない間は施錠しているか
- ・アースは取り付けられているか
- ・漏電しや断器は機能しているか
- ・ケーブルに行き先表示は着けられているか
- ・スイッチは破損していないか
- ・締付ビスに緩みはないか、加熱で変色していないか
- ・端子部に防護カバーはついているか

- (6) 使用塗装空缶が集積されていた。「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は

通知等の促進に関する指針」第5条の規定により、事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、SDS（安全データシート「Safety Data Sheet」）を取寄せ、取扱いに関する情報を作業員に周知させること。

塗装剤の資材置き場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を把握し、SDSの認識及びリスクアセスメントの実施に行っていただきたい。

【基案発 0918 第 1 号】

・建設業における 化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/

[chemical_substance_handling_work_risk_assessment.pdf](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/chemical_substance_handling_work_risk_assessment.pdf) (kensaibou.or.jp) 参照

※化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。

SDSに記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。

特定の危険または有害な物質については法令により規制されている。

また、ILO（国際労働機関）条約における取り決めやISO（国際標準化機構）での標準化をはじめとする国際的な枠組みが整備されており、海外でも欧米等の多くの国でSDSの提供が義務化されている。

工事現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが必要である。

平成12年4月から労働安全衛生法において、SDSの提供が義務化された。

平成18年12月からSDS制度の改善を図った改正労働安全衛生法等が施行されている。SDSに関する法規制としては、労働安全衛生法の他、毒物及び劇物取り締り法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）があり、それぞれの法令において指定される化学物質に関しては、定められた形式のSDSの作成・配布が義務付けられている。

日本工業規格 JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））では、標準化された記載内容が定められており、これに準拠して記載すれば、労働安全衛生法関係法令の規定による記載が行われることになる。

【参考3】危険・有害性の情報を教えてくれる（塗装缶）絵表示

SDS の見方

＜塗装缶に表示されているSDS 概略の一事例＞



① 化学物質名の確認

※ 使用化学物質の表示が塗装缶等にはない場合は、商品名を使って SDS を検索する必要がある。



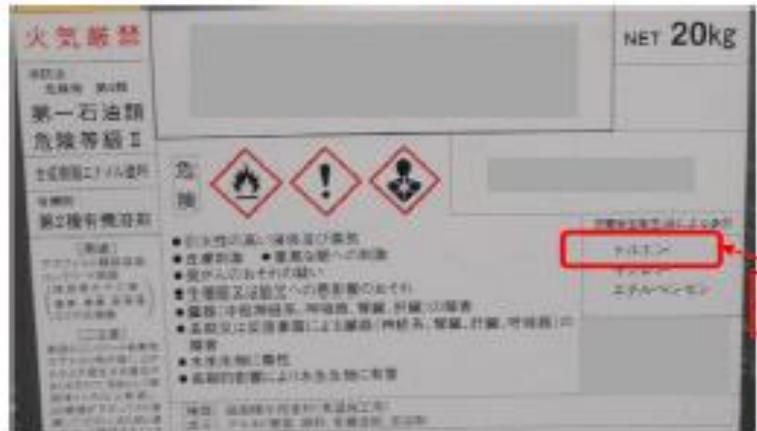
② 物理化学的危険性の確認

危険性の分類 (SDS・GHS)	一次評価の評点 (リスク値)			
	6	4	2	1
爆発物	等級1.1-1.3、等級1.5	等級1.4	等級1.6	
引火性/可燃性ガス	区分1	区分2		
エアゾール	区分1	区分2		
酸化性ガス		区分1		
高圧ガス	圧縮ガス、液化ガス、溶解ガス	深冷液化ガス		
引火性液体	区分1	区分2	区分3	区分4
可燃性固体		区分1、区分2		
自己反応性化学物質	タイプA-B	タイプC-F	タイプG	

③ リスク値の確認

SDSの見方

＜輸装箱に表示されているSDS 概略の一事例＞



① 化学物質名の確認



※ 使用化学物質の表示が輸装箱等にはない場合は、商品名を使ってSDSを検索する必要があります。

② 物理化学的危険性の確認

危険性の分類 (SDS・GHS)	一次評価の評点 (リスク値)			
	6	4	2	1
爆発物	等級1.1, 3, 等級1.5	等級1.4	等級1.6	
引火性/可燃性ガス	区分1	区分2		
エアゾール	区分1	区分2		
酸化性ガス		区分1		
腐食性ガス	正腐食ガス, 強腐食ガス, 弱腐食ガス			
引火性液体	区分1	区分2	区分3	区分4
可燃性固体		区分1, 区分2		
自己反応性化学物質	タイプA, B	タイプC, D, E	タイプF, G	

③ リスク値の確認

【参考4】危険・有害性の情報を教えてくれる絵表示

現在、物理化学的危険性について14種類、健康及び環境有害性については12種類と多くありますが、

1. 爆弾の爆発	火薬類（等級1.5と1.6を除く）、自己反応性化学品（タイプA,B）、有機過酸化物（タイプA,B)	
2. 炎	可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品（タイプB-F）、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性、化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物（タイプB-F)	
3. 円上の炎	支燃性・酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体	
4. ガスボンベ	高压ガス	
5. 腐食性	金属腐食性物質、皮膚腐食性・刺激性（区分1）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分1)	
6. どくろ	急性毒性（区分1-3)	
7. 健康有害性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分1,2）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性	
8. 感嘆符	急性毒性（区分4）、皮膚腐食性・刺激性（区分2）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分2A）、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分3)	
9. 環境	水性環境急性有害性（区分1）、水性環境慢性有害性（区分1,2)	

注1. 自己反応性化学品と有機過酸化物の（タイプB）には、「爆弾の爆発」と「炎」の2つのシンボルが付きます。

注2. シンボルに加えて、その危険・有害性の程度に応じた注意喚起語（「危険」または「警告」）と、危険有害性情報が付きます（一部を除く）。

注3. 複数の危険・有害性を有する場合は、該当するシンボルを並べて示します。

4 現場施工状況調査における所見

現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 作業箇所が市営住宅の改修工事であり、居住者の視界等の環境配慮が必要である。
適切な処置対応を実施していたが、ともすれば住民不満につながりかねないため、定期的なコミュニケーションを丁寧に実施して頂きたい。
- (3) 植栽帯の通路に切り株があった。作業員が、つまずき転倒する危険性があるため、適切な処置を講じること。
- (4) 建設業法等による、工事現場の許可票等について
再下請負通知書の提出案内及び（建設業許可票・労災保険関係成立表・作業主任者一覧と職務）記載項目の徹底がなされていなかった。
請負業者への指導徹底をお願いします。
 - ア 掲示物の記載方法等について、請負業者への指導徹底をお願いします。
 - イ 掲示場所について、公衆の見やすい場所と工事関係労働者の見やすい場所と区別すること。（下表の青色下線は、工事関係者・ 囲いは、及びです。）
 - ウ 労災保険関係成立票において、一括有期事業であり、保険関係の継続事業とみなされているため、請負者の保険成立日を記載させること。

建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
建設業の許可票	<u>公衆の見易い場所</u>	下請負人を含む全ての建設業者	建設業法第40条 同法施行規則第25条
施工体系図	工事関係者が見やすい場所 <u>及び</u> 公衆が見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の7第4項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書 p1-8 第1編 1-1-12 第2項
再下請負通知書の提出案内 <small>注)</small>	<u>工事現場の下請負人が見やすい場所</u>	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など <u>公衆が見やすい場所</u>	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書 p1-13 第1編 1-1-21 第7項
労災保険関係成立票	<u>労働者に見易い場所</u>	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	<u>工事現場または事業場内</u>	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書 p1-42 第1編 1-1-49 第5項
作業主任者一覧表	<u>関係労働者が見やすい箇所</u>	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載
解体等工事の事前調査結果	工事関係者が見やすい場所 <u>及び</u> 公衆が見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	<u>大気汚染防止法第18条の7</u> 石綿障害予防規則第3条

注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所^{注1)}まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

注1) 提出すべき場所を明確に記載すること

【参考】

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	昭和 40年 4月 1日
労働保険番号	23-1-02-600304-000
事業の期間	自 令和 2年 8月 12日 至 令和 3年 3月 19日
事業主の住所氏名	[REDACTED]
注文者の氏名	愛知県海部建設事務所長
事業主代理人の氏名	

請負金 1 億 8000 万円未満
一括有期（継続事業の為）
成立した年月日

【参考】

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
	資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
許可年月日	横35cm以上		

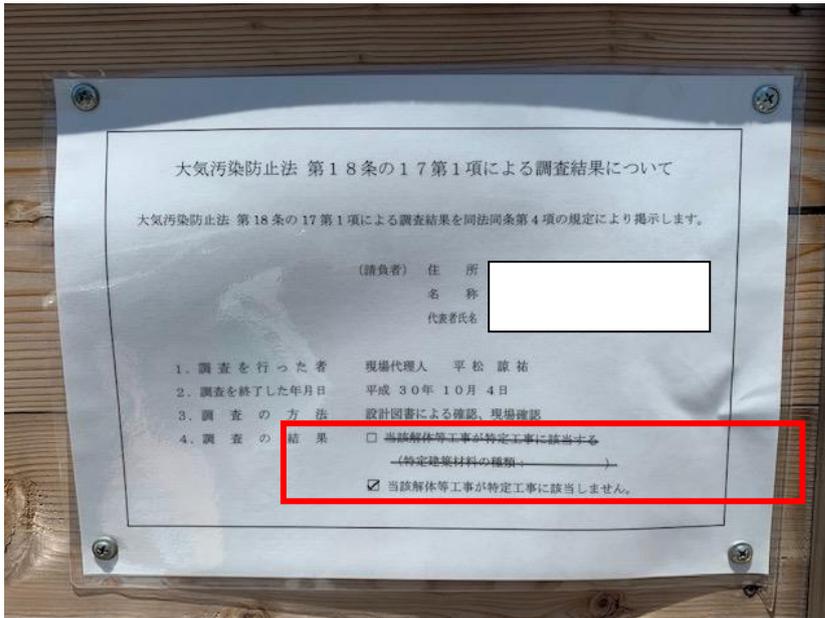
縦 25 cm 以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

知事

【参考 大気汚染防止第 18 条 7（当該工事は、特定工事に該当しません。）】



※ 居住者及び住民に掲示し、安心させて頂きたい。

5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態を継続されたい。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。

安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害完成をお願いする。

以 上

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案